

気象警報発令時における児童の登下校について

□午前6時30分現在、和歌山県橋本市に、大雨警報・洪水警報・暴風警報・大雪警報・暴風雪警報のうちどれか一つでも発令されている場合は、自宅待機とします。

□午前9時までに解除になった場合、その時点で登校します。ただし、給食が実施されない時は、午前中の授業とします。弁当は必要ありません。

※警報発令の情報は、下の■の方法で調べることができます。児童の登校については、各家庭で判断し対応いただきますようよろしくお願いいたします。

■テレビのデータ放送

■気象庁HP <http://www.jma.go.jp/jma/index.html>

■和歌山地方気象台 073-422-1328

■「防災わかやま」メール配信サービス

〔1〕午前9時になっても解除されない場合は、臨時休校とします。

□午前9時までに解除されて授業がある場合、および〔1〕の場合、一斉メール配信でお知らせします。

〔2〕警報が解除されても、周囲の状況により「登校は危険」とご家庭で判断された場合は、登校を停止して、その旨を学校までお知らせください。

〔3〕児童の在校中に上記の警報が発令された場合は、原則として警報が解除されるまで学校で待機します。

〔4〕校区内で、崖崩れ・洪水等、危険な状況が発生した場合は、至急学校へお知らせください。

〔5〕標記の件に関して、ご不明な点があれば、小学校までお問い合わせください。

なお、本規定は、ご家庭で目にふれるところに掲示いただきますようよろしくお願いいたします。橋本小学校（Tel 32-0059）

一斉メール配信について

一斉メール配信への返信や、メール・電話での問い合わせ等は、緊急時につき、対応しかねますのでご遠慮ください。ご理解ご協力のほどよろしくお願いいたします。